

(その1)

収 支 報 告 書

〒106-0031

- 1 主たる事務所の所在地 東京都港区西麻布3-3-2
メディケア332-6階
(ふりがな) つちやてるまさしゃかいこうけんぷろじえくと
- 2 政治団体の名称 土屋輝昌社会貢献プロジェクト
- 3 代表者の氏名 土屋 輝昌
- 4 会計責任者の氏名 若松 典子

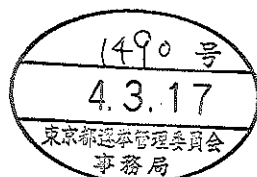
5 令和 3 年分

団体コード	0	2	2	0	2	7	5	9	2	0	0	1	7	1	*
前年繰越額	817,117 円														

事務担当者の氏名 清水雅美

電話番号 090-2231-8668

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合



206640

※該当箇所に ☒ レ すること。

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	支部
☐ 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
東 京 都 内	

資金管理団体の指定の有無
☒ 有 ☐ 無
公職の種類 区長 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名 土屋 輝昌

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目		金 額					項 目		金 額				
		十	百	千	万	円			十	百	千	万	円
I	収 入 総 額 (1)～(2)の計			8	1	7	II	支 出 総 額 1～2の計			2	7	5
	(1) 前年からの繰越額			8	1	7	1	経常経費の合計 (1)～(4)の計			2	6	9
	(2) 本年の収入額 1～6の計					7	(1) 人 件 費			1	3	8	
1	個人の負担する党費又は会費						(2) 光 熱 水 費						
	(党費又は会費を納入した人の数)						人	(3) 備品・消耗品費			3	0	8
2	寄附 (1)～(2)の計						(4) 事 務 所 費			1	2	7	
	(1) 寄附の区分 ア～ウの計						2	政治活動費の合計 (1)～(6)の計			6	8	7
	ア 個人からの寄附						(1) 組 織 活 動 費			6	8	7	
	(うち特定寄附)						(2) 選 挙 関 係 費						
	イ 法人その他の団体からの寄附						(3) 機関紙誌の発行その他の						
	ウ 政治団体からの寄附						事業費						
	(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)						ア 機関紙誌の発行事業費						
	(2) 政党匿名寄附						イ 宣伝事業費						
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入						ウ 政治資金パーティー開催事業費						
	(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)						エ その他の事業費						
	(1000万円以上の政治資金パーティー)						(4) 調 査 研 究 費						
	(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)						(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
	(1パーティーで1人20万円超の支払)						(6) その他の経費						
	((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)						備 考						
4	借 入 金												
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
6	その他の収入 (1)～(2)の計					7							
	(1) 10万円未満のものの計					7							
	(2) 10万円以上のものの計						III	翌年への繰越額 (I－II)			5	4	1

全団体提出

(その6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額								備 考	
		十億	百万	千	円						
こ の 頁 の 小 計											
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の										?	
合 計										?	

(注1) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、1 件10万円未満の収入は「1 件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 「1 件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

↓

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

↓

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				(1～9のいずれかに○をつけてください)				(費目ごとに適宜小分類して記入)			
項目別 区分	① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費							項目別区分小分類 ※記入必須		代議士新聞	
	6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費										
支出の目的	金額				年　月　日		支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
この頁の小計											
その他の支出											
合　　　計											

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
 (注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(注) (その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 17 日

政治団体の名称 **土屋輝昌社会貢献プロジェクト**

会計責任者の氏名

若松 典子



↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（代 表 者 の 氏 名

）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出